

平成28年度 財政援助団体等監査(2) 監査結果措置状況

神戸市立本庄児童館指定管理者

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>適正な支払い事務を行うべきもの</p> <p>協定書によると、指定管理料として各年度に40,200,000円を上限に指定管理者に支払うとされており、本市は協定書別表により学童保育の登録児童数や障害児の在籍数等に基づき指定管理料を決定している。しかし、以下のとおり当初の上限額を超えて指定管理料が支払われている事例があった。</p> <p>必要に応じて、協定書を変更したうえで、協定書に基づいた適正な支払い事務を行うべきである。</p>	<p>指定管理料支払いの際に、当初の上限額の確認が漏れ、上限額を超えて指定管理料の支払いを行ったが、平成28年4月1日に変更協定書を締結し、上限額を「40,200,000円」から正しい上限額である「50,197,080円」に訂正した。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないように、指定管理料と上限額を十分に確認し、必要に応じ協定書を適正に変更し支出を行う。</p>	<p>措置済</p>